

北海道告示第 10937 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 4 月 17 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 12 月 16 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩見沢大和タウンプラザ  
岩見沢市大和 1 条 8 丁目 3 番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 本多 貞直  
北海道札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業を行う者の 氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社アルペン	代表取締役 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 9 番 40 号
株式会社ラルズ	代表取締役 守屋 澄夫	札幌市中央区南 13 条西 11 丁目 2 番 32 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
ホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717 番地 1
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東 4-39-8
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1
有限会社松重時計店	代表取締役 松重 彰伸	岩見沢市 1 条西 4 丁目 2 番 2
株式会社田沢商会	代表取締役 細谷 義弘	岩見沢市 1 条西 4 丁目 6

(変更後)

小売業を行う者の 氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更のあ ったもの
株式会社アルペン	代表取締役 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 9 番 40 号	①
株式会社ゲオ	代表取締役 古川 恭史	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMCビル	②
株式会社ラルズ	代表取締役 猫宮 一久	札幌市中央区南 13 条西 11 丁目 2 番 32 号	③
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
DCMホームック株式 会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号	④
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717 番地 1	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東 4-39-8	⑤
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	
有限会社松重時計店	代表取締役 松重 彰伸	岩見沢市 1 条西 4 丁目 2 番 2	
株式会社タザワ	代表取締役 不破 直継	札幌市中央区大通 4 丁目 1	⑥ (住所) ⑦ (名称・ 代表者)

(4) 変更の年月日

- 上記1 (3) ① 平成28年9月28日
- 上記1 (3) ② 平成28年10月1日
- 上記1 (3) ③ 平成28年5月17日
- 上記1 (3) ④ 平成27年3月1日
- 上記1 (3) ⑤ 平成25年5月26日
- 上記1 (3) ⑥ 平成28年5月1日
- 上記1 (3) ⑦ 平成28年10月1日

(5) 変更する理由

- 上記1 (3) ①代表者変更のため
- 上記1 (3) ②新規入居のため
- 上記1 (3) ③代表者変更のため
- 上記1 (3) ④社名変更のため
- 上記1 (3) ⑤代表者変更のため
- 上記1 (3) ⑥住所変更のため
- 上記1 (3) ⑦社名及び代表者変更のため

2 届出年月日

平成28年11月30日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年12月16日(金)から平成29年4月17日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで